

かすみがうら市議会懲罰特別委員会会議録

---

令和7年12月5日 午後5時33分 開会

---

出席委員

|      |      |
|------|------|
| 委員長  | 久松公生 |
| 副委員長 | 井出有史 |
| 委員   | 矢口龍人 |
| 委員   | 岡崎勉  |
| 委員   | 櫻井繁行 |
| 委員   | 鈴木貞行 |
| 委員   | 鈴木更司 |
| 委員   | 櫻井健一 |

---

欠席委員

なし

---

委員外委員

なし

---

出席説明

なし

---

出席書記名

|           |      |
|-----------|------|
| 議会総務課課長補佐 | 鴻巣智子 |
| 議会総務課主幹   | 川原場智 |

---

## 議　事　日　程

令和7年12月5日（金曜日）午後5時33分 開会

### 1. 開　会

### 2. 事　件

- (1) 正副委員長の互選について
- (2) 閉会中の継続審査の申し出について
- (3) その他

### 3. 閉　会

---

開　会　　午後5時33分

○岡崎 勉臨時委員長

私、年長ですので臨時委員長です。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出者がございますので、申出のとおり傍聴を許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

これより傍聴人の入室を認めます。

暫時休憩します。 [午後 5時33分]

○岡崎 勉臨時委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時33分]

これより私が委員長が互選するまでの間委員長の職務を行います。よろしくご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は8名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから懲罰特別委員会を開会いたします。

次に、書記を指名します。

議会総務課、鴻巣課長補佐、同じく川原場主幹、以上2名を指名いたします。

初めに、委員長の互選を行います。

委員会の条例第9条の規定により、委員長は委員会において互選することになっております。  
お諮りいたします。

委員長の互選は、先例により指名推選で行いたいと思いますがご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉臨時委員長

ご異議なしと認めます。

よって指名推選といたします。

これより委員長の候補者につきましてご意見等をお伺いをいたします。

どなたかご推挙いただけますか。

○櫻井繁行委員

ぜひ久松委員のほうで、委員長務めていただきて、円滑な懲罰委員会、務めていただければと思いますのでよろしくお願ひします。

○岡崎 勉臨時委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉臨時委員長

ただいま、櫻井繁行委員から久松委員を委員長に推選するとのご意見がございました。

それでは、久松委員を委員長とすることによろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉臨時委員長

ご異議なしと認めます。よって委員長に久松委員が当選されました。

ここで本席を委員長に交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

暫時休憩します。 [午後 5時35分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時35分]

ただいま櫻井繁行委員のほうより委員長職を推挙されました。久松公生です。円滑な委員会が進みますようご協力のほうよろしくお願ひいたします。

それでは次に、副委員長の互選を行います。

委員会条例第9条の規定により、副委員長は委員会において互選することになっております。

お諮りいたします。

副委員長の互選は先例により指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「委員長一任」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

委員長一任との声がありました。

それでは副委員長には、井出有史委員をお願いいたします。

お諮りいたします。

ただいまの副委員長に井出有史君を指名しました。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、副委員長に井出有史委員が当選されました。副委員長一言ごあいさつ申し上げます。

○井出有史副委員長

副委員長を務めさせていただきます。皆様のご協力いただいて、しっかりと審査をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○久松公生委員長

それでは、そのように議長に報告させていただきます。

次に、本特別委員会の審議期間についてですが、本会議中に拙速な審査をして結論を出すことは、議員の身分に関わる問題であるため、適當ではないと思われることから、閉会後も審査を継続したいと存じます。

つきましては、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

閉会中の継続審査申出書（案）について、お目通しを願います。

暫時休憩します。 [午後 5時38分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時39分]

お諮りします。本案のとおり議長あてに閉会中の継続審査について申し出ることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それではそのように議長あてに申し出させていただきます。

以上で本日の日程事項はすべて終了いたしましたが、そのほか委員の皆様から何かございますか。

○矢口龍人委員

これどういうふうな流れで今後審査していく予定なんですか。確認します。

○久松公生委員長

それでは今のことですけれども懲罰委員会ということで、調査をしていく中で、それが、どういうふうに値するのかを皆さんで、審査していただくんですが、結果といいますか、それは懲罰委員会の中には、いろんな項目がありまして、訓告とか勧告とか…

[「どういうふうに流れを進めていくのかってことでしょう」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

やはり先ほど動議させていただいた内容で、一般質問についてが、議題でありますので、もう1回一般質問の内容の会議録等を見ながら、一事一事この項目に従って、皆さんで審議、審査していただければと思います。

○矢口龍人委員

参考人の招致もするようになるんですか、内容によってだろうけれども。

○久松公生委員長

矢口委員のおっしゃったように、そこは内容によって、皆さんで、その辺は審査していきたいと思います。

○矢口龍人委員

たとえば、ハラスメント行為が、あったか、ないかということも調査するしかないんでしょうこれ、そこにあるんだから。市役所職員にも、参考人招致してもらって、聞くという、そういうことで、書いてあるんだけれども、内容を精査するしかないでしょうよ。だからそれにはもちろん、要するに、相手がいなくちゃしようがないことだから。相手がいない場合は、不起訴なわけだよな。成り立たないとということでしょう。

[「その辺も、調査研究しながら進めなければいいんだよ」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

いや、だから基本的なことはしっかりと正副委員長で、調べておいてくださいよ。

それを、委員会のほうで提案してもらって、それを調査するという流れがいいんじゃないのか。

じゃないと、みんなで集まって、何やんべになっちゃうからさ。だから、議題に沿って、ちゃんと精査してください。お願ひします。

○久松公生委員長

矢口委員の意見を今要望として受けとりまして、委員長副委員長で、執行部とも打ち合わせしながら進めていきたいと思います。

ほかにありませんか。

○櫻井健一委員

4つのところの項目で、僕は内容として足りないっていうか効力が少ないんじゃないかっていうような意見をさっき言わせていただきました。

それで、久松委員長が感じたとか、何々的なっていうような表現がたくさん入ってたんですけども、それが今のそのパワハラですかそういうところも踏まえて、断定ができないものとか、そういったものをもう1回この議題に上げるところを精査していただいて、やっていただくということをしていかないと、こう思ったからこうじゃないのっていう議論では成り立たないと思いますので、そこは、しっかり議題を出していただきたいと思いますがいかがですか。

○久松公生委員長

そのようにさせていただきます。

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それではで、ないようすで以上で、懲罰特別委員会を散会いたします。

ここで委員各位に申し上げます。

次回の本委員会につきましては、日程等の詳細について、追って各委員にご連絡をいたします。  
以上です。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時43分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

懲罰特別委員会

委員長 久松公生